

# 旅行条件書

※この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法12条の5に定める契約書面を兼ねています。

※ここに記載のない事項は標準旅行業約款によります。

## 1. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金)

## 2. 旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の見学料、食事料、交通費等
- ②超過手荷物料金(規定の重量・大きさ・個数を超える分について)
- ③クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ④傷害、疾病に関する医療費(傷害、疾病保険料等)
- ⑤ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

## 3. お申込み条件

- ①20歳未満の方のご参加、同行はお断わりさせていただきます。
- ②身体に障害のある方、健康を害している方、日常的な歩行が困難な方はその旨をお申出下さい。
- ③団体行動に支障をきたすと当協会が判断する場合は、お申込みをお断わりさせていただきます。

## 3. お申し込み方法と契約の成立、代金のお支払い

- ①三宅島 島コンツアー2017参加申込フォームからお申込みをお願いいたします。
- ②代金のお支払いについては、当協会よりお申込み受付確認メール受信から5営業日以内に以下の口座にお支払ください。

### 【振込先口座】

七島信用組合 三宅島支店  
(シチトウシンヨウクミアイ ミヤケジマシテン)  
普通 口座番号 2039736  
一般社団法人三宅島観光協会 会長 浅沼 徹哉  
(イパンシャダンホウジンミヤケジマカンコウキョウカイカイチョウアサヌマテツヤ)

---

## 5. 旅行契約内容旅行代金の変更

---

- ①当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。  
減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。  
なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

---

## 6. お客様の交替

---

お客様は契約上の地位を第三者に譲渡することができません。

---

## 7. 取消料(お客様による旅行契約の解除)

---

- ①お客様のご都合による旅行契約の解除には、下記の取消料がかかります。  
但し、解除のご連絡は当協会の営業時間内にのみお受けいたします。
- ②次の場合は取消料はいただきません。
  - (a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
  - (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
  - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - (d) 当協会の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。
- ⑤取消料  
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
  - 10日目に当たる日以降：旅行代金の20%
  - 4日目に当たる日以降：旅行代金の50%
  - 開始後又は無連絡不参加：旅行代金の100%

---

## 8. 当協会による旅行契約の解除

---

次の場合、当協会は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当協会の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

---

## 9. 旅程管理等

---

当協会は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、三宅島島コン実行委員の指示に従っていただきます。

---

## 10. 当協会の責任

---

当協会は、当協会又は手配代行者(旅行サービスの手配を当協会に代って行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人 15 万円)

---

## 11. お客様の責任

---

当協会はおお客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申受けます。

---

## 12. 旅程保証

---

旅行日程に下記に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。

---

## 13. 個人情報について

---

当連盟は旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、他、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

この他、当連盟及び販売店では・当連盟及び当連盟と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内・旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い・アンケートのお願い・特典サービスの提供・統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

旅行企画実施：一般社団法人三宅島観光協会  
東京諸島観光連盟 三宅島営業所  
(東京都知事登録 2-1617 号 旅行業第2種)